平成 25 年 5 月 15 日

各　　位

会 社 名　エコナックホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　　奥 村 英 夫
（コード番号　３５２１　東証１部）
問合せ先　取締役管理部長　　菅 原　　勲
（ＴＥＬ　０３－６４１８－４３９１）

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 133 回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

１．変更の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （目的）<br>（選　　任）<br>第28条　（条文省略）<br>②　（条文省略）<br>（新　　設） | （目的）<br>（選　　任）<br>第28条　（現行どおり）<br>②　（現行どおり）<br>③　当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 |
| （新　　設） | ④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。 |
| （任　　期）<br>第29条　（条文省略）<br>②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （任　　期）<br>第29条　（現行どおり）<br>②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br>ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。 |

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日　平成25年６月27日（予定）
定款変更の効力発生日　平成25年６月27日（予定）

４．その他

補欠監査役候補者につきましては、本日別途、「平成25年３月期 決算短信〔日本基準〕（連結）にて開示しております。

以　上